森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年6月16日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年5月19日静岡県告示第343号 (保安林の指定施業要件変更の予定)

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
望月裕司	静岡市清水区中河内字大橇5188の1、5192の1、5192の2	静岡市役所
青島秀也	静岡市清水区中河内字大橇5188の 2	静岡市役所